



機械式継手主任技能者資格試験規定

平成 28 年 2 月 4 日 制定
平成 29 年 2 月 13 日 改正
平成 29 年 4 月 21 日 改正
平成 29 年 5 月 18 日 改正
2020 年 4 月 20 日 改正
2022 年 3 月 18 日 改正

第 1 章 総 則

1. 1 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）の日本鉄筋継手協会技量検定等共通規定（以下、「共通規定」という）を補完し、機械式継手主任技能者資格試験（以下、「資格試験」という。）の運用に関する取扱いについて定めることを目的とする。

1. 2 適用範囲

本規定は、日本鉄筋継手協会資格者中間審査規定（以下、「中間審査」という。）に基づいて実施する資格試験の実施、主任技能者の認証及び合否判定結果の発表の取扱いに適用する。

1. 3 委員会

本規定の実施に当たっては、機械式継手技能者試験委員会（以下、「試験委員会」という。）が所管し、要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という。）の管理と指導のもとに、資格試験を実施する。

1. 4 用語の定義

試 験 委 員 員： 試験の実施及び試験当日の試験監督を行うために試験委員会より指名された委員

第 2 章 資 格

2. 1 主任技能者の任務と責任

主任技能者の任務と責任は、次による。

- (1) 鉄筋のマーキング確認
- (2) 鉄筋挿入長さの確認
- (3) グラウトの練混ぜ及び充填作業の確認（※機械式継手工法により異なる）
- (4) トレーサビリティのためのチェックシート作成及び記録

第3章 資格試験

3. 1 資格試験の種類

- (1) 資格試験は、新規試験及び更新試験とする。
- (2) 資格試験は、原則として定時試験により、実施する。ただし、管理委員会又は試験委員会が必要と認めた場合は、随時試験を行うことができる。

3. 2 資格試験の定員

試験の都度、試験会場の規模等を勘案して、定員を決定する。

3. 3 受験資格

3.3.1 新規試験の受験資格

満 18 歳以上で、協会が実施する機械式継手技術講習を受講し、その課程を修了した者、又は機械式継手メーカーの資格証を保有している者とする。

3.3.2 更新試験の受験資格

(1) 受験資格

有効な機械式継手メーカーの資格証を保有し、かつ協会の中間審査を完了した者とする。ただし、更新試験申請時点において有効な機械式継手メーカーの資格がない者は、協会が実施する機械式継手技術講習を事前に受講し、その過程を修了することにより、更新試験の申請要件に替えることができる。

(2) 中間期間

登録された資格の有効期間の満了日の 1 年前の日から有効期間の満了日までとする。

3. 4 資格試験の内容

- (1) 新規試験及び更新試験の試験内容は、学科試験とする。
- (2) 学科試験は、2 者選択式 (○×式) による筆記試験とし、その内容は次による。
 - 1) 鉄筋コンクリート
 - 2) 鉄筋材料
 - 3) 鉄筋継手
 - 4) 機械式継手
 - 5) 公益社団法人日本鉄筋継手協会資格者倫理規定
- (3) 出題問題数は 20 問とし、試験時間は 30 分間とする。

3. 5 資格試験の準備

学科試験に際し、受験票及び筆記用具を必ず持参しなければならない。

3. 6 資格試験の実施

資格試験は、次の手順に従って実施する。

3.6.1 資格試験の手順

指定された時間に受付にて受験票を提示し、定められた位置に着席する。着席後、試験委員の指示に従い受験する。

3.6.2 資格試験の注意事項

- (1) 遅刻は、原則として認めない。
- (2) 会場に入室する際は、サングラス及びヘルメット・帽子は外さなければならない。

3.7 検定試験における失格

資格試験において、試験委員が次の行為により受験の中止又は無効を判断した場合は、試験委員の合議により失格とする。

- (1) 自らの責任により資格試験の開始及び続行が不可能な場合
- (2) 不正行為を確認した場合
- (3) 自ら棄権を申し出た場合

3.8 資格試験の採点・評価及び合否判定基準

3.8.1 資格試験の採点・評価

学科試験の解答を採点し、評価する。

3.8.2 資格試験の合否判定基準

- (1) 新規試験は、次を満足すること。
学科試験の採点で、100点満点中70点以上を得ていること。
- (2) 更新試験は次を満足すること。
学科試験の採点で、100点満点中70点以上を得ていること。

3.8.3 管理委員会への報告

試験委員会は、資格試験の評価結果を管理委員会へ報告する。

第4章 資格試験の合否判定及び認証

4.1 資格試験の合否判定及び認証

管理委員会は、試験委員会の評価結果に基づき、受験者の合否判定を行い、合格者に対して資格の認証を行う。

- (1) 合格
 - 1) 新規試験は、次を満足していること。
資格試験の合否判定基準を満足する場合、合格とする。
 - 2) 更新試験は、次を満足していること。
資格試験の合否判定基準を満足する場合、合格とする。
- (2) 不合格
合格以外を不合格とする。

4.2 合否判定結果の発表及び掲載期間

原則として資格試験実施日より30日以内に、合否判定結果を協会ホームページにて発表し、発表後30日間掲載する。

4. 3 更新試験で不合格の判定を受けた者の取扱い

更新試験で不合格の判定を受けた者は、適格性証明書の使用期限内に限り、更新試験を受験することができる。

第5章 その他

5. 1 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、試験委員会が発議し、管理委員会の議決による。

附 則

1. 本規定は、2022年3月18日に改正し、2022年4月1日より施行する。
2. 本規定実施のための実施要領は、別に定める。
3. 資格試験料金等は、日本鉄筋継手協会料金表による。
4. 【更新試験における暫定措置】
 - ・措置期間： 2022年4月1日より2027年3月31日迄とする。
 - ・措置内容： 本検定委員会が定める様式【検 MM-規定-様式 02】の提出をもって本規定 3.3.2(1)に定める更新試験の受験資格に替えることができる。

<附属書類>

検 MM-規定-様式 01 機械式継手主任技能資格試験申請書

検 MM-規定-様式 02 機械式継手主任技能資格更新（継続）申請書

改正記録表

改正 No.	年月日	作成	審査	承認	改訂内容
R0	2016.02.04	鉄筋継手品質確保推進特別委員会 →管理委員会			初版制定
R1	2017.02.13	事務局	試験委員会	管理委員会	実施細則と本規定を統合し、重複項目を削除
R2	2017.4.21	事務局	試験委員会	管理委員会	資格試験定員の変更
R3	2017.5.18	事務局	試験委員会	管理委員会	合否判定基準の変更
R4	2020.4.20	試験委員会	試験委員会	管理委員会	・年号を和暦から西暦に変更 ・暫定措置の廃止 ・指摘事項に対する対応
R5	2021.9.17	管理者 事務局	試験委員会 経営管理者	管理委員会	・技量検定等共通規定への整合 ・合否発表方法の変更
R6	2022.3.18	管理者 事務局	試験委員会 経営管理者	管理委員会	・更新試験暫定措置を追加 ・合否判定結果掲載期間30日間と決定した。

<略称>

管理委員会：要員認証管理委員会 経営管理者：上級経営管理者 管理者：品質システム管理者

試験委員会：機械式継手技能者試験委員会

<以下、空白>